

# 解体等工事の際はアスベストの 事前調査結果の掲示が必要です!

建築物等の解体・改修工事を行う際は石綿（アスベスト）の使用について事前調査をし、石綿建材の使用の有無にかかわらずその結果を掲示する必要があります。（大気汚染防止法第 18 条の 17）

## どのような工事が対象ですか？

建物本体のほか、煙突や給排水設備など建築物全般について解体・改造・補修を伴う建設工事を行う場合が対象です。

※平成 18 年 9 月 1 日以降に工事着手した建築物の解体等工事など、大気汚染防止法の特定工事に該当しないことが明らかな一部の建設工事は対象外です。

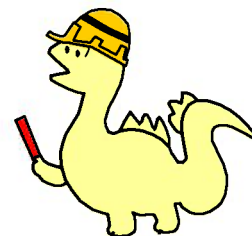
## 事前調査を行う際のポイントは？

- 調査は石綿建材を熟知している者が実施してください。  
例：建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者等
- 設計図書の確認だけでなく、現地調査を併せて行ってください。
- 過去に実施した建材分析結果がある場合は、実施時期にご注意ください。

※平成 20 年 2 月 5 日以前に実施した分析結果のみでは調査が不十分な場合があります。

「石綿 6 種類、0.1%超」を対象とした分析であるかを確認してください。

- 吹付け材は必ず分析を行ってください。



## 発注者に書面で説明しましたか？

石綿の事前調査結果は、掲示するだけでなく発注者に書面で説明することが必要です。

# 事前調査結果はどのように掲示する？

大気汚染防止法では、次の事項を掲示する必要があります。

- ◇ 調査結果（石綿使用の有無、使用されている箇所と種類）
- ◇ 調査、分析を行った者の氏名または名称及び住所
- ◇ 調査方法

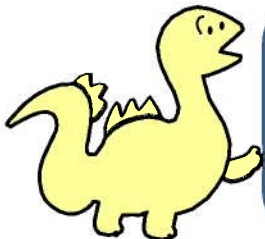
※ 石綿障害予防規則等の掲示版と兼ねても構いませんが、上記の必要事項を記載してください。

※ 吹付け材・保温材等の場合は、大防法・環境確保条例にもとづく届出を行った旨等を記載した届出事項等の掲示が必要です。

## ◆事前調査結果の掲示例（石綿含有建材がある場合の記入例です）

（品川区 HP <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp> からダウンロード可能です）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。	
事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所	
調査終了年月日	平成○○年 ○月 ○日
看板表示日	平成○○年 ○月 ○日
解体等工事期間: 平成○○年 ○月 ○日～平成○○年 ○月 ○日	
調査方法の概要(調査箇所)	
設計図書その他の資料の確認 現場での目視	元請業者(解体等工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
(調査箇所) 1階～3階、外壁	住所 東京都○○区
調査結果(部分と石綿含有建材の種類)	現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××
<input type="checkbox"/> 石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
<input checked="" type="checkbox"/> 特定工事に該当しませんが、その他石綿の使用状況は以下の通りです。 (石綿含有建材の種類等) 1階 床 Pタイル 2階 天井 ケイ酸カルシウム版 3階 壁 ケイ酸カルシウム版 外壁 スレート板	調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名) ○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○
(石綿粉じんの飛散防止対策の内容) 立入禁止措置、湿潤措置	住所 埼玉県○○市
	その他必要な事項



お問い合わせ：品川区環境課指導調査係  
TEL：03-5742-6751  
FAX：03-5742-6853

